

環境性能向上支援事業助成金実施要綱

(制定) 令和4年12月26日付4環気環第228号

(改正) 令和5年4月13日付5環気環第18号

(改正) 令和5年6月29日付5環気環第122号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が令和7年度から開始する予定の都内における年間供給延べ面積が合計2万平方メートル以上の事業者又は年間供給延べ面積が合計5千平方メートル以上で、事前申請を行い知事から承認を受けた事業者を対象とし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第141号）第2条による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第23条の7から第23条の9までに定める中小規模特定建築物への断熱・省エネ性能の確保、再生可能エネルギー設備の設置等の義務付け及び誘導を行う仕組み（以下「建築物環境報告書制度」という。）の施行を確実なものにするため、施行に向けた準備を行う事業者に対して支援を行うとともに、当該制度の施行前に先行的な取組を行う事業者を積極的に後押しする「環境性能向上支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第2条 都は、条例第23条の7第1項で定める特定供給事業者として建築物環境報告書制度に参加する意思を都に対して示す者（以下「特定供給事業者等」という。）に対して、建築物環境報告書制度に対応した高い環境性能を有する規格建築物の開発及び改良等に関する取組に必要な経費の一部を助成する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 中小規模特定建築物の商品ラインナップ

同一の商品名並びに類似したデザイン及び仕様等で括られる複数の中小規模特定建築物であり、標準的な仕様として新築、購入又は賃借しようとする者（以下「購入者等」という。）に供給するもの

2 義務基準

特定供給事業者等が購入者等へ供給する中小規模特定建築物の商品ラインナップが満たさなければならない次の基準をいう。

一 都民の健康と安全を確保する条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年東京都規則第

237号)による改正後の都民の健康と安全を確保する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)第13条の5の2第7項に規定する省エネルギー性能基準(同規則別表第1の5 3の項の表イからハマまでの欄における住宅用途B E Iの値は、同表備考3(1)本文により算出した値とする。)その他知事が別に定める事項

- 二 2キロワット以上の定格出力を備えた太陽光発電設備の設置その他知事が別に定める事項
- 三 規則第13条の5の4第1項及び第2項に規定する電気自動車充電設備整備基準その他知事が別に定める事項

3 誘導基準等

特定供給事業者等が購入者等へ供給する中小規模特定建築物の商品ラインナップが満たすよう努めなければならない次の基準をいう。

- 一 条例第23条の7第2項に規定する東京都建築物環境配慮指針(令和5年5月2日告示639号。以下「配慮指針」という。)で定める誘導すべき省エネルギー性能基準(配慮指針別表第4 1の表イからハマまでの欄における住宅用途B E Iの値は、同表備考1本文により算出した値とする。)その他知事が別に定める事項
- 二 5キロワット(分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するものにあつては4キロワット)以上の定格出力を備えた太陽光発電設備の設置その他知事が別に定める事項
- 三 条例第23条の9第2項に規定する配慮指針で定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準その他知事が別に定める事項
- 四 配慮指針第3章第1に定める環境への負荷の低減を図るために必要な措置

4 中小企業者等

特定供給事業者等のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は複数の中小企業者が構成するグループ。ただし、中小企業者は次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 国又は地方公共団体が出資するもの
- 二 次のいずれかに該当する大企業が実質的に経営に参画しているもの
 - ア 大企業が単独で発行済みの株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - イ 大企業が複数で発行済みの株式総数又は出資総額の3分の2を所有又は出資している場合
 - ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - エ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

5 関係会社

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社をいう。

(本事業の内容)

第4条 本事業の具体的な内容は、次のとおりとする。

1 助成対象者

- 一 特定供給事業者等（本助成金の交付を申請する際に、令和7年度以降に建築物環境報告書制度に参加することを誓約する者に限る。）
- 二 特定供給事業者等の関係会社のうち、規格建築物の開発等を主に業とする者（前号に定める特定供給事業者等と共同で申請する者に限る。）

2 助成対象事業

一 建築物環境報告書制度への着実な準備

義務基準を満たす中小規模特定建築物の商品ラインナップを新規に開発し、又は改良し、並びに都民に供給し、及び性能の説明を行う体制を整えること。

二 先行的取組の実施

次のアからウまでのいずれかを満たす措置を講じた中小規模特定建築物の商品ラインナップを新規に開発し、又は改良し、並びに都民に供給し、及び性能の説明を行う体制を整えること。

ア 前条第3項第1号から第3号までに規定する全ての誘導基準

イ 前条第3項第1号から第4号までに規定する全ての誘導基準等

ウ 前条第2項に定める義務基準及び同条第3項第4号に定める誘導基準等

3 助成対象経費

助成対象事業に要する経費のうち、次に該当する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の一部とし、詳細は別表に記載のとおりとする。

一 外注・委託費

二 広報・宣伝費

三 原材料・副資材費

四 機械装置・工具器具費

五 産業財産権出願・導入費

六 専門家指導費

七 賃借費

八 直接人件費

4 助成期間

助成金の交付が決定された日が属する月を起点とし、月を単位として上限を24月とする。ただし、助成期間の末日は令和7年3月31日以前とし、助成金の交付が決定された日より前に要した経費については助成対象外とする。

5 助成金額

助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、助成期間が12月までの場合は100,000,000円を、13月以上24月以下の場合は200,000,000円を助成限度額とする。ただし、助成対象者が中小企業者等である場合は、助成対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、助成期間が12

月までの場合は 30,000,000 円を、13 月以上 24 月以下の場合は 60,000,000 円を助成限度額とすることができる。

6 助成金額に係る端数処理

助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 助成金の再度の交付申請

この要綱に基づき助成金の交付が決定された特定供給事業者等は、その助成期間が 12 月以下の場合、一度に限り、既に申請をした取組とは別の取組で、再度の交付申請を行うことができる。この場合における、助成期間の上限は 12 月とし、助成金額は第 5 項及び前項の規定のとおりとする。

(本事業の実施体制)

第 5 条 都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - 一 公社が助成対象者に対して助成をするために造成する基金への出えん
 - 二 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - 三 前 2 号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(本事業の実施期間)

第 6 条 本事業の実施期間は次の各項のとおりとする。

- 1 本事業の助成金交付申請の募集は、令和 4 年度から令和 6 年度まで行う。
- 2 本事業の助成金の交付は、令和 5 年度から令和 7 年度まで行う。

(その他必要な事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 4 年 12 月 26 日付 4 環気環第 228 号）

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 29 日付 5 環気環第 122 号）

この要綱は、令和 5 年 6 月 29 日から施行し、同年 1 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

経費区分	備考
外注・委託費	(ア) 自社で直接実施することが困難又は適当でないものについて、外部の事業者等（大学・試験研究機関を含む。）へ委託する場合に要する経費 (イ) 共同研究に要する経費 (ウ) 試作品等の運搬委託に要する経費 (エ) 顧客ニーズ調査に要する経費 (オ) 規格等の認証又は登録に要する経費
広報・宣伝費	(ア) 展示会等への参加等に要する経費 (イ) イベント等の開催に要する経費 (ウ) 広報ツール等の製作に要する経費 (エ) 広報の掲載に要する経費 (オ) 普及啓発施設の整備に要する経費 ※ (ア) から (オ) までの経費に係る助成金額の合計は、助成金額の2割を上限とする。
原材料・副資材費	取組のために直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	取組のために直接使用する機械装置・工具器具等の購入、レンタル及びリースに要する経費
産業財産権出願・導入費	開発した商品等の特許・実用新案等の出願に要する経費及び特許・実用新案等を他の事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む。）を受けた場合の経費
専門家指導費	外部（専門家、メーカー等）から技術指導を受ける場合に要する経費
賃借費	取組の遂行に必要な施設等を新たに借りる場合に要する経費
直接人件費	取組に直接従事する従業員の人件費 ※1 時間給の単価として別に定める「人件費単価一覧表」を適用する。 ※2 助成金額の2割を上限とする。 ※3 従事時間の上限は1人につき、1日8時間かつ年間1,800時間とする。 ※4 当月助成対象経費算定額（時間給に当月の従事時間を乗じた額）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額を上限とする。